

〈市立保育園〉

入園児を募集

市では、46年4月からの保育園入園児をつぎのとおり募集します。入園希望者は、1月31日までお申し込みください。

記

◆募集人員

保育園名	3才未満児	3才以上児
南保育園	0	91
有浦	12	68
釈迦内	0	70
十二所	0	60
筑紫	20	65
花園	20	65
大感感謝乳児保育園	60	0

◆入園申請書受付期間 1月4日～1月31日まで
(5月以降の入園希望者については随時受付する)

◆申請書受付場所 福祉事務所、各保育園

◆申請書提出場所 福祉事務所
注 46年3月まで入園して4月から引続き入園希望の方も申請書は提出しなければなりません。

老令者の障害者控除

いままで、所得税法上障害者控除の対象になっていた人は、精神衛生鑑定医等の判定により、精神薄弱者とされた人および身体障害者手帳を持っている人に限られていました。

このたび、所得税法の一部改正され、精神または身体に障害のある満65才以上の高令者も障害者控除(年額10万円)に該当することになりました。

この障害者控除の認定は、福祉事務所長の認定が必要ですので、該当者は、福祉事務所に申請して下さい。

なお、くわしいことは、福祉事務所におたずねください。

社会保険相談日

とき 1月20日

ところ 市民相談室

心身障害者扶養共済制度のお知らせ

秋田県では45年4月1日から、心身障害者の保護者の相互扶助をはかるため共済制度をはじめています。

加入できる人

精神薄弱者、身体障害者(3級以上)の保護者で、45才未満の人
ただし、昭和46年3月までは65才までの加入を認めます。この場合の申込み期限は1月末日までです。

共済金の額

共済金は、保護者の死亡または、廃疾後に残された心身障害者に、月額2万円の年金が支給されます。

掛金………月額

保護者が 35才未満 1,000円
" 35才～45才 1,300円
" 45才以上 1,500円

加入申込先

福祉事務所、民生児童係へ

出初式

出初式は、一月三日です。午前8時30分に神明社に集合し、あとも神明町、一中通りを經由して、第中学校まで行進します。市役所前までの行進はとりやめになりました。

健康相談日

この健康相談日には、血圧測定をはじめ、乳幼児の健康管理、家族計画、その他健康上のことについてどんなことでも相談に応じます。
お気軽に相談においでくださるよう、お知らせします。

場所	1月	2月
釈迦内公民館	休み	1日
二井田	5日	2日
真中	6日	3日
長木	7日	4日
十二所	休み	5日
花矢支所	18日	15日
上川沿公民館	19日	16日
下川沿	20日	17日
失立診療所	21日	休み

時間 午後1時～3時

ごみ収集

のお願い

これから降雪のため、ごみ収集車が通行できなくなる町内もでてきます。このような町内のごみ収集は、車が通行できるまで中止になりますので、ご了承ください。
なお、車が通れなくなった町内の方々は御手数でも収集車が通る集荷場所にお運びくださるよう、ご協力願います。
また、ごみ袋に雪が入ったり、こぼれたりする場合がありますので、ごみ袋の口は必ずしばってください。

〈ごみ収集のお休み〉

12月31日から1月3日まで休みます。

農業年金が発足しました

農業者の老後の生活安定をはかるため、農業者年金が発足しました。加入の手続きなど、くわしいことは、市の農業委員会または大館市農業協同組合におたずねください。

〈加入できる人〉 国民年金の被保険者で、農地を50アール以上耕作している農業の経営主。(1月1日現在で55才以下であること) また、任意加入として30アール以上の規模の農業経営者なども含まれます。

〈加入するとこんな年金がもらえます〉 経営移譲年金、農業者老令年金、死亡一時金、脱退一時金は国民年金の所得比例に加入が必要(加入が必要)です。

〈加入者の受付と保険料〉 加入の申込は農業協同組合で取り扱いしています。保険料は月額750円で、1月からはいじります。

給付の月額表

給付の種類	加入期間	5年	20年	25年	30年
60-64才の給付	経営移譲を要件とする給付	8,000	16,000	20,000	24,000
65才以上の給付	経営移譲(65才)を要件とする給付	800	1,600	2,000	2,400
	経営移譲の有無にかかわらず行なう給付	1,000	4,000	5,000	6,000
	国民年金所得比例給付	900	3,600	4,500	5,400
	国民年金定額給付	6,000	9,600	11,200	12,300
	計	8,700	18,800	22,700	28,600

若水・初荷・書初

正月を和名で睦月(むつき)といいます。旧暦の年の第一の月を指しますが、12月を極月(ごくげつ)といわないで師走(しわす)と呼ぶように、新暦の1月を睦月といわず、正月と呼ぶのが一般の習慣です。

1年の豊初の日を元日といいますが、元日といえば元日の朝のことで、正月三日の間でとくにおめでたい日とされています。

さて、元日の朝、汲んで歳神に供え、手や顔を洗い清め、口をすすぎ、おぞう煮をつくり福茶をわかすなどする水を「若水」といいます。そして、若水を井戸や川へ汲みに行くことを「若水迎え」といい、これは年男の役目ですが、四国や九州では女が汲みに行くところもあります。

2日は昔からよすの仕事始めの向日とされ、特に商家では初荷、卸問屋では得意先へ注文の荷を、はなやかに飾りたててトラックで送り届けます。

また、この日、正月の気分の改まったところ、墨をすり、新しい筆をおろして、書や画を書くことを書初(かきぞめ)といいます。このごろは暮らしの上ではほとんど筆などを使うこともなくなったので、文字よりも画を書く方が多くなったといわれています。

3日、正月三日のめでたさもこのへんまで、明日からは官公署や会社のご用始め、年始客の出入りも大体この日までで正月気分もおおわります。

保母試験のお知らせ

- 〈受験資格〉……つぎのいずれかに該当するもの
(1)学校教育法による高等学校を卒業した者、もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者。
(2)満18才に達した後、児童福祉施設に3年以上児童の保護に従事した者。
(3)昭和46年3月に高等学校卒業見込みの者。

〈受験の手続〉……
(1)保母試験受験申請書 (2)履歴書 (3)写籍抄本 (4)受験資格を証明するものをそえて申請すること。

〈受験申請書の受付期間及び提出先〉
(期間) 46年1月4日～1月20日
(提出先) 秋田市山王4丁目1番1号 秋田県厚生部婦人児童課

〈試験の日時と試験科目〉……時間は9時から……
2月16日 児童福祉事業概論、社会福祉事業一般、保育理論、保育実習、絵画製作(場所県庁、正庁)
2月17日 保健衛生、生理学、看護学及び実習、児童心理、精神衛生、栄養学及び実習(場所県庁、正庁)
2月18日 2月19日 音楽リズム関係技術、言語関係技術(場所県立児童会館)

〈受験手数料〉
収入証紙納付書(県指定のもの)に秋田県証紙1,000円をはって納入すること。(既納の手数料は返還しない)

〈受験票の交付〉
受験資格審査の結果、申請書を受理した場合は受験票を本人あてに郵送する。
※くわしいことは、福祉事務所におたずねください。

遺言について

遺言は、家族の実情をよく考え、死後も家族がお互いに仲よく生活ができるように配慮して記載することがなによりたいせつですが、遺言には厳格な「方式」などがありますから、注意しなければなりません。
そこで、遺言を作るうえでの心得ですが、最も身近かに利用できる自筆証書について説明します。
これは、遺言しようとする人が、自分自身で内容、日付、名前の全部を書き、これに印を押すのです。
タイプや代書はいっさい認められません。
また、字を訂正しようなどときには、そのことを明らかにして、その場所に印を押すような配慮も必要です。
こうして作られた遺言を家庭裁判所に提出して「検認」を受けなければなりません。
もし、家庭裁判所以外で開封したり、検認を経ないで遺言を執行すると、過料に処せられますので、注意しなければなりません。詳しい手続きは、もよりの家庭裁判所に相談してみるのも一方法です。
(秋田家裁)

交通事故巡回相談

とき 1月5日19日

ところ 市民相談室

じかん 午前10時～午後4時